

信用調査会社の調査切符の取扱い

Q : 当社では、新規の取引先を開拓するにあたり、当期に信用調査会社が発行する調査切符を購入し、費用計上しました。まもなく決算期末ですが、まだ残っている未使用の切符について、短期前払費用としてそのまま費用計上できますか？

A : 翌期以降も使用可能なものは、貯蔵品として資産計上が必要です。

【解説】

前払費用とは、一定の契約に基づき継続的に役務の提供を受けるために支出した費用のうち、事業年度終了時点でまだ提供を受けていない役務に対応するものをいいます。前払費用は、通常損金経理が認められませんが、支払った日から1年以内に提供を受ける役務に係るものを支払った場合には、継続適用を要件として、支出事業年度に損金算入が認められています。

しかし、信用調査会社の調査切符は、継続的に役務の提供を受けるものではなく、必要に応じて調査を依頼する性質のもので、短期前払費用には該当しません。むしろ商品券の性格に似ており、調査切符を使用した時（調査という役務の提供を受けた時）に、損金算入が認められるものですから、それまでは貯蔵品として資産に計上しなければなりません。

したがって、支出時に損金経理されているのでしたら、決算期末において未使用分を貯蔵品に振り替える必要があります。

